

公 告

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条第1項の規定に基づき、公告する。  
なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和5年7月18日

鹿屋市長 中西 茂



記

1 経営管理権集積計画取消しの対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集R3-上高隈2	鹿屋市上高隈町2459	107エ10ア	山林	0.13	

2 縦覧場所

- (1) 鹿屋市農林商工部林務水産課
- (2) なお、当該計画は鹿屋市ホームページ (<https://www.city.kanoya.lg.jp/>)

3 権利の設定

当該計画の取消しを公告及び縦覧することによって、当該森林所有者の経営管理権に係る委託は解除されたものとみなす。